

工事委託協定の変更協定の締結について

蕨跨線人道橋修繕工事委託の協定について、次のとおり変更協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蕨市条例第19号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 協定の目的

蕨跨線人道橋修繕工事委託

2 協定の金額

変更前 金750,822,271円

変更後 金746,558,552円

3 協定の相手方

埼玉県さいたま市大宮区錦町434番地4

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員大宮支社長 石井 剛史

令和8年6月1日提出

蕨市長 頼高英雄